

令和 3 年(2021 年) 8 月 25 日

事業主 様

熊本市長 大西 一史

(保 育 幼 稚 園 課 扱 い)

(公 印 省 略)

家庭での保育のための従業員の休暇の取得について (依頼)

日頃から本市の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。
令和 3 年(2021 年) 8 月 17 日付で政府による「まん延防止等重点措置」が延長され、対象期間は令和 3 年(2021 年) 9 月 12 日までとされましたが、保育所等の対応については、国の方針に基づき、感染防止対策を徹底しつつ、市内の保育所等は原則開所としております。

しかしながら、現在、市内でも多くの新規感染者が確認されておりますことや「まん延防止等重点措置」が出された後も、園児の感染の増加傾向が続いていることから、本市において感染拡大防止対策を更に強化することが、収束に向けて重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、保護者の皆様には、令和 3 年(2021 年) 8 月 30 日から 9 月 12 日にかけて、可能な限り登園を控え、家庭での保育にご協力をいただくよう要請することといたしました。

この取り組みを推進させるためには、事業主の皆様のご協力が欠かせません。

感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、テレワークの活用の促進及び従業員の方から、家庭での保育のため休暇取得の申請があった場合の特段の配慮について、傘下団体・企業に対し、要請いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先
熊本市健康福祉局 保育幼稚園課
電話：096-328-2568